

変更事項	規則第3条の2で定める軽微な変更	規則に準ずる軽微な変更	計画変更確認申請	計画変更床面積の算定方法
道路の幅員 接道長さ	第1項第1号 (略)	-	都市計画区域内において敷地に接する道路の幅員が狭くなる場合	0㎡
敷地面積 敷地境界線	第1項第2号 (略)	-	敷地面積が減少する場合 従前敷地の一部が除かれる場合	0㎡
建築物の高さ	第1項第3号 (略)	-	高くなる場合	0㎡
階数	第1項第4号 (略)	-	増加する場合	増加した階の床面積
建築面積	第1項第5号 (略)	防火、準防火地域以外の区域で建築面積の増加が10㎡以下の場合※1	増加する場合(左記に掲げる変更を除く。)	0㎡
床面積	第1項第6号 (略)	防火、準防火地域以外の区域で床面積の増加が10㎡以下の場合※2	増加する場合(左記に掲げる変更を除く。)	増加した部分の床面積
用途	第1項第7号 (略)	-	類似の用途相互間以外の用途変更の場合	変更部分の床面積
構造耐力上主要な部分の位置	第1項第8号 (略)	確認申請で予め検討がされているもの場合	規則及び左記以外の場合	
構造耐力上主要な部分の材料又は構造	第1項第9号 (略)	-	規則以外の場合	
特定木造建築物の構造耐力上主要な部分の材料若しくは構造又は位置	第1項第10号 (略)	-	規則以外の場合	0㎡ ※主要構造・構造耐力上主要な部分の変更の場合は、申請に係る建築物の床面積
構造耐力上主要な部分以外の部分の材料若しくは構造又は位置	第1項第11号 (略)	-	規則以外の場合	
天井の材料若しくは構造又は位置	第1項第12号 (略)	-	規則以外の場合	
材料又は構造	第1項第13号 (略)	-	規則以外の場合	0㎡
井戸の位置	第1項第14号 (略)	-	規則以外の場合	0㎡
開口部の位置・大きさ	第1項第15号 (略)	採光、換気及び排煙に有効な面積が減少しても適合であることが明らかな場合	歩行距離・避難階段・屋外避難階段・特別避難階段の規制に影響のある開口部に係る場合 非常用の進入口の規制に影響のある開口部に係る場合	0㎡
建築設備	第1項第16号 (略)	シックハウスの換気方式、対象面積(気積)を変更しても適合する事が明らかな場合	-	-
		浄化層の位置を変更する場合	-	-
		浄化槽のメーカーを変更する場合(人槽・処理方法の変更を伴わない変更) 汲み取りから浄化槽へ変更する場合	浄化槽の人槽・処理方法を変更する場合	0㎡
その他	第1項第17号 (略)	-	都市計画区域内での建築物の配置の変更により、新たに延焼のおそれのある部分が生じる場合及び道路斜線等高さ制限等に影響がある場合	申請に係る建築物の建築面積
		-	法35条に規定する建築物の配置を変更する場合	
		-	防煙区画を変更する場合	0㎡
		-	排煙方式を変更する場合	0㎡
		-	定期検査報告を要する建築設備の変更	0㎡
		既存建築物の除却又は既存建築物の部分解体した場合 除却予定の建築物又は建築物の部分を残す場合	配置図に記載されていない既存建築物を追加する場合	0㎡
汲み取り又は浄化槽から公共下水道へ変更する場合	-	-		

第1項16号・17号で記載している内容は変更や相談が多い事例を挙げています。それ以外の変更内容について不明な場合は担当者に相談してください。
施行規則第3条の2第2・3・4項に定める取扱いについては、規則以外の取扱いは定めておりません。

※1: 建築面積が300㎡超になる場合は、計画変更で取り扱う (例: 当初建築面積が298㎡で、風除室(5㎡)を追加し、303㎡となる場合は計画変更として取扱う)

※2: 手数料表で区分が変更する場合は、計画変更で取り扱う (例: 当初延床面積が198㎡で、風除室(5㎡)を追加し、203㎡となる場合は計画変更として取扱う)

・計画変更手数料については、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)で算定しますが、計画変更申請前に担当者との協議の上、確認してください。

・上記表で0㎡となっている部分は床面積30㎡未満の手数料になります。

・変更部分が複数に渡る場合は、それぞれの対象床面積を加算するものとし、その合計は従前の計画の床面積を上限とします。

・軽微な変更の場合、完了検査申請時に軽微な変更説明書を添付してください。

なお、建築計画概要書の記載内容に変更が有る場合は、変更後の建築計画概要書を一緒に提出してください。